

令和5年12月25日(月)



飯山市農業委員會議事録

令和5年12月

農業委員會議事録

飯山市農業委員会

令和5年12月25日(月)



飯山市農業委員会議事録

日 時 令和5年12月25日(月) 午後1時30分 開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 19番 清水 敏明 委員
議席番号 1番 飛澤 正志 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受
理について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて
報告第3号 農用地利用配分計画案について



別 紙

出欠	議席番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	高橋政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
出席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗林俊男	飯山市大字吉 410 番地 1	
出席	6	増山正一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
欠席	7	小林喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	10	中原義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	11	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	12	佐藤弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	13	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	14	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	15	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	16	酒井智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
欠席	17	齊藤正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
出席	18	廣瀬公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
出席	19	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	20	松永晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



事務局長	お疲れ様でございます。時間になりましたので、ただいまより12月の農業委員会総会を始めさせていただきます。それでは会長からご挨拶をよろしくお願ひします。
会長	<p>それでは、年末押し迫ったところ、大変ご苦労さまでございます。今年も早いもので数日で本年も終わりということでございます。今年も世界的には戦争が勃発等色々ございましたが、戦争、争いごとが絶えないというような状況が続いております。また農業の方も異常気象の中、大変ご苦労されたという状況の中で、食料安保というようなものが大変重要な問題になってきたという状況にあります。先日、北信地域の再生協議会がありまして、来年度の減作の方針が決まりましたのでお伝えしておきたいと思います。作況指標はご存知のように全国的に100ということでございまして、生産量は662万トン、国は669万トンということで定めてあったんですが、662万トンとなったということであります。適正な水準が180から200万トンと言われていますが、一応177万トンと見込まれるそうで、だいぶ在庫の状況が改善してきているということでございます。そんなことでありますが、先行きがまだ不透明な中でございますので、引き続き前年同様の生産調整が必要で、結論から言えば、前年同数を来年もやっていただくというふうに國の方ではなっています。県の方でもそれを受けまして、前年同数ということで進めてきてまして、飯山市には6年の目安値で6180トン、面積1096ヘクタールで、ちょっと増えたということでございます。数量で14トン、面積では5.3ヘクタール、前年より減るということでございます。これを受けまして市の方で再生協議会を開きまして、また割当方法を決定するわけですが、ほぼ前年通りとなると思います。またそんなことで、減作のことについてはよろしくお願ひしたいということで、情報だけお伝え申し上げました。</p> <p>今日はまたそれぞれ3条を中心にだいぶありますが、よろしくご審議のほどお願ひしたいと思います。</p>
議長	事務局より経過報告をお願いします・
	【事務局より資料に基づき経過報告】
議長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	7番 小林喜代春委員 17番 齊藤委員です。
議長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させて頂きます。</p> <p>それでは、議席番号19番 清水代理委員、1番 飛澤委員さんにお願いい</p>



	たします。
議長	これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は10件です。 議案第1号について、受付番号58番から66番は所有権移転、受付番号67番は貸借権設定に関する件になります。 【 所有権移転 受付番号58番～66番 貸借権設定 受付番号67番 議案書をもとに朗読と説明 】 ご審議お願いします。
議長	ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 58番の補足説明をお願いします。
1番	譲渡人の△△さんは、北町に住んでいて、8月に小布施の方に引っ越しされました。そのときに、裏に3畝弱の畠があつて両方合わせて買っていただきたい人を探しているという話を聞いてまして、最近になりまして、野沢の方が買われたということをお聞きしました。実際、○○さんが△△さんの家に住んで裏の畠を耕作するというお話を聞きました、実際のところ、野沢まで行って○○さんにお会いしてお話をと思ったんですけど、2度行って2度ともお会いすることができなくて、そしたら今日になって、もう△△さんの家に住んでいると聞いて、その話を早く聞いてればすぐにお会いできたんですけど申し訳ありません。譲渡人、譲受人の方にお話しさることはできませんでした。ただ現地を確認して見ておりますので、問題ないと思います。
議長	59番の補足説明をお願いします。
18番	△△さんの田を○○さんが買われて、そのそばにある田と一緒に買って、新規就農するということなので、問題ないと思います。
議長	60番の補足説明
20番	○○さんは富倉地区から出てきて上倉におられるんですが、農地は富倉にあるということです。それで説明ありましたように、近所で農地の物色をしていたということですが、静間にこれというものがあったということです。単価2万3000円ということで非常に高いですが、この土地は2年ぐら



	い前ですか、市が宅地造成した代替地として、この金額の実績があるということもありますし、本人もすぐではありませんが将来的に息子がうちでも作るとなったときに、また家を作る土地にしたらどうかっていうような考えもあるので、高額でお買いになったということですが、当面農業をしますということでございますので、問題ないだろうと思います。
議長	61番の補足説明をお願いします
18番	親子間の生前贈与です。雪は降って確認はできませんでしたが、村の人間に聞いたら少しは畑を耕作しているそうなので、息子さんもまた通って、説明もあったようですが問題なく農業をしていかれると思います。
議長	62番の補足説明をお願いします。
19番	譲渡人の△△さんですが、現在病院に入院しております。それで現況ですが、田2枚について、今年は作付けできませんでした。ただ、来年は何か耕作組合にお願いして、耕作してもらうというような話ではありました。また、○○さんも中野に住んでおり、実際には長女の娘さんがお世話ををしていただいております。そういう状況ですので、生前贈与というふうな形で前段やられても問題はないかと思います。作付けについても来年田はちゃんとやってもらうように強くお願いをしておきました。
議長	63番の補足説明をお願いします。
6番	聞きましたら、世代交代ということです。土地は確認していませんがお願いします。
議長	64番・65番・66番の補足説明をお願いします。
1番	先ほど事務局の方からも詳しい説明いただいた通りですが、ここの土地は私毎年農地パトロールをやっていまして、去年ぐらいから重機が入っていました。○○さんとお会いしてお話をさせてもらったんですけど、買おうと思ったときには、結構農地が荒れています。これではトラクターが入らないということで、だんだんした畑を1枚にしようということで、昨年ぐらいから重機が入っておりました。昨年の夏の農地パトロールのときも、重機が入っているなということで私もわかつていましたが、ただ、こういう案件で上がってきてはいなかつたので、どういう土地なのかなっていうのがちょっとありました。今回案件で見させてもらって、あの土地だなっていうのがすぐわかりました。鉄板をしいてあつたりして、今は平らにしようとしています。○○さん自身はご高齢の方なので、先ほども説明ありました□□の社長の息子さんということで、この方が土建屋さんなので重



	<p>機を持っていて、その方が鉄板をしいたり、重機でのり面を平らにするという作業をしており、現在も進行形です。○○さんとお話をさせてもらって、整地でき次第、にんにくやそばを作るという計画はあるということで、そこまで、農作物を作りますということをはっきりおっしゃっています。私の方としても、ちょっと□□さんの資材置き場になっちゃうんじゃないかという懸念はあるんですけど、□□さんの資材置き場はもうこのすぐ下段というか、西回り線沿いにあります、そこには重機だとか鉄板だとか、その他大きい機械もあるんですよね。そのすぐ上が今回申請されている土地なもんですから、一応釘を刺すというか、農地から農地ということで申請をいただいているので、今後資材置き場になるとか、ましてや建物を建てるみたいな話になると、全然申請が変わってきててしまうので、その辺は大丈夫ですねっていうふうにお伺いしたところ、農作物を作る計画だということを強く言われていました。ですので、今後また目を光らせて、来年の春から見ていきたいと思って帰ってきました。現時点では平らにして、にんにくを作るとおっしゃっているので、許可相当になるのかなと思われます。</p>
議長	ご意見ご質問ありましたらお願いします。
11番	64番から66番ですが、これは形状変更の届け出はなくていいんですか。従来の施工だったんですか。
事務局	正直そういう形になっているということは、今回3条の申請が出て現地確認をして初めて知ったというところで、実際窓口に□□の社長である息子さんと行政書士さんに来ていただいて、順序が違うと。やるのであれば3条で取得した後に、形状変更の届け出を出して、実際の工事に取り掛かるのか正しい流れだという話をさせていただいて、そこについては大変申し訳なかったという話をいただいています。今回3条の申請で出てきてるので、これでこの結果如何によらず、もしこれで許可になって、○○さんが取得という形になったところで、合わせて形状変更届けを出していただいて、その後で工事を再開していただくという形で考えております。
議長	よろしいでしょうか。
11番	はい。
事務局	67番についてなんですか、△△さんの貸借権の設定の関係で、対象農地の一番最後のところ、照里の2945ですが、先月審議保留なっております○○さんの案件ありましたけれども、○○さんはこの土地についても3条申請を考えておりまして、今回年金の関係があったので先月一緒に出せなかつたというものがございます。先月の案件につきましても、審議保



	留になってございましたので、先日12月20日に○○さんの方から、先月の案件につきまして、今後の考え方を聞き取りさせていただきました。また結論としてどうなのかなっていうところをこの3条のところで合わせてちょっとご検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか？
議長	それは、これが終わってからでよろしいですか。
事務局	わかりました。よろしくお願ひいたします。
議長	64番から66番の○○さんの件、聞いたところ限りなくグレーだと思いますが、地元農業委員さんに監視してもらうしかないということですね。
11番	これは初めての農地取得なんですか。
1番	○○さんご自身はもうご高齢で、奥様と違う土地で少しやっているというお話を聞きました。ただ、ここにもありますように、規模拡大という話でやってたものをもっと土地を買って大きくしたいということです。本当に全然、何もやってないっていうわけではないです。
11番	これあくまで3条で申請が出ているので、よく見ていただいて、耕作されていないという話になると、これは○○さんと同じパターンになってしまいますので、気を付けていただければと思います。
議長	そうは言っても、あなたは信用できないから駄目だという理由にはできないです。
11番	実際やってないから駄目だっていうことは言えるけど、やるって言ってる人を、やるかやらないか判断しちゃうと駄目とは言えないですね。
1番	ざっくりとした計画でいつからやりますか？と聞いたんですけど、今回その順番が違って、登記をしようしたら、行政書士の方から農業委員会にかけて、あなたのものにしないと登記はできないよということで。もうその前から重機を入れて現況変更を自分でやっちゃっていたので、先ほどからお話出ていましたように順番が違ってしまったことを○○さんは重々説明を受けておわかりになっていて、来春からもすぐまた重機を入れてっていうことは、多分今の申請を順番通りにとか、許可をもらっていないと手をつけられないんですねと言われたので、そうですって答えました。今後、形状変更の届けをする、その許可をもらったら、整地するという段取りになると思いますので、いつからですかって聞いたら、耕作をするのは来年になるか再来年になるか、ちょっとまだわからないなっていうお話をしました。パトロールしていくしかないのかなとしか言いようがないです



	ね。
事務局	すいません、その点で補足一つよろしいでしょうか。今の〇〇さんの件ですが、地図の方をちょっと見ていただきまして、3つ土地の東側に西回り線があるんですけれども、このNo.66の向かって左側の土地が□□の所有地で原野か何かだったんですよね。結構広めの土地がありまして、今回の話の中で来年度になったら、西回り線沿いにその□□の何か機材置き場か何かのスペースもあるんですけれども、そこから原野のところに上がるような感じで、何かやりたいと。そこに一筆農地がかかってる、その部分を転用してその上に上がる通路にしたいっていう話がありました。正直言って、その話を聞いた上だとさらに怪しい感じにはなってくるんですけども。会社は会社、個人は個人になってしまいますので、やっぱり今の段階だと、怪しいから駄目だと思うとなかなか言い切れない部分もあります。先ほどの話じゃないですけれども、今後、事務局としても注視、行政書士の方にはくれぐれもそこの工事にここの畑を絡ませないように、実際ここは農地で取得すると言っているから、そこはちゃんと分けて考えてくださいと話をもらいます。実際のところこんな流れになっていますし、そんな経緯も話をしている中で出てきたものでして、また今後かなり注視が必要な案件かなというところでございます。
議長	ここ重機入れて、二、三年前からやっているんだよね。
1番	去年の夏の農地パトロールで重機はありました。鉄板が敷いてあるなどいのは確認しています。
議長	ただこれ合わせて7アールばかりの面積を、本気で畑にするなら綺麗にして、すぐできるはずですよね。畑で耕作する気はないんじゃないかと思います。それから今お話を聞くと、来年何か作りますってはっきり言わない。これ来年作ってもらわないと困るんですよね。農地の規模拡大をどいつになつたら作付けするかわからないような規模拡大っていうのはあり得ないのではないかと思います。来年にんにく作りますと明言してもらわなくちゃ、許可できませんということでいいんじゃないですか。2年3年後に作りますっていうのは駄目ですよね。これは正当な理由になるでしょう。皆さんはどうでしょうか。
10番	先日の農業委員会の県大会の資料をみていましたが、今度農地法などの改正の関係で、例えば下限面積少なくなって、そういう中での農地取得とか、こういうものすごくグレーな案件に関して、ある程度明確なその方針のもとに、許可申請をやるような事を書いてありました。
議長	あれに書いてあるのは、訳のわからない人たちがいろんな目論見で農地を



	買うのではないかという。その歯止めをするために、その明確な方針を示して、今のところ審査は厳密にやるということになっています。今まで以上に厳密にやってもらっていますが、なかなか農業委員会によって捉え方の開きが出てくる。それを統一的な見解の中でやっていくべきだというのであればそういう文面になってくる。またそれが具体的にどうっていう話しさは出るところまではいってないわけです。
11番	もっと明確に厳密にやっていかなくちゃいけないって国の方針がでていて、結局ちゃんと耕作しない人には農地を渡してはいけない方向にはきている。ただ、国の厳格な方針は、ここがこうだったから駄目だよっていうのが個々に出ていないので、ちょっとグレーな部分ですよね。ただこれ、限りなくどなたかの二の舞になるなりうる案件ですので、来年作ってもらえないですかっていう要望は出してもいいんじゃないでしょうか。来年耕作する方向で進めてくれませんかって。
議長	これ、実際は売買されているんですよね。登記ができないだけで。
16番	もし自分が何かそういうもの、にんにくを作るって本当にそう思っていたら、いつになるかわからないっていう話にはならないですよね。計画っていうのは普通あるんじゃないと思うんですけど。
1番	先ほどからお話をさせてもらっていますが、ご本人○○さんはお金でも売買したから、勝手にやっていいと思って去年からすでに重機を入れてしまっているんですけど、順番が違うということを今回窓口に来られて、重々承知したということです。それにのっとってやるのが、どのぐらい時間がかかるかわからないから、耕作はする、作付けする、日取りがわからないという話なので、春までに許可が済めば、もうちょっと平らにしてやることも可能なんでしょうけど。ただその許可が全て出るには、どのくらいかかるか○○さんはわからないっていうことを言われているので、2~3年先という計画ではなくて、許可が下り次第、作付けをしたいということを、今の現時点ではおっしゃっています。
16番	でもそれだったらもう作付けの計画はあるはずですよね。
1番	それは許可がいつおりるかわからないので。
16番	許可が出るのがいつっていうんじやなくて、このぐらいの広さで、こうやって整地をするから、にんにくを何キロ植えてっていう、逆にそういう計画がなければ、許可がでたからさあやりましょうってなっても、すぐ作付けていいじゃないですか。だからそういう計画があるのが普通なのかなと思います。



1番	重機でこういう山を今壊しているんですけど、平らになった土地がはたして何m ² できるかがわからないこと。
11番	いや、わからないことないですよ。
3番	にんにくは秋に蒔くから。前の年に植えておかないとですよね。
15番	春に例えば認可が下りて、工事して夏場頃に終わったと。土壌改良して、秋ににんにくを播種しましょう、そういう計画になる。農作物って必ず春からっていうわけじゃないから。
3番	○○さんのお父さんはおいくつで、規模拡大っていう状況の方なのかどうなのか。
1番	さっきもお話したように、今は奥さんとやっています。この土地も取得して規模拡大ということなので、今耕作している面積がいくつで、どこにあるんですかっていうそこまで聞いていません。耕作していますということです。
3番	耕作状況は記載されているので。
1番	この案件以外のことは聞いて来なかつたんですが、耕作はしていて規模拡大で大きくやっていくということです。この数字上の面積がとれるかどうかっていうのが、平らにしてみないとわからないということなので。今、小林委員さんが言われているように、にんにくでしたら秋の作付けなので間に合うかなっていうのはありますけど。
議長	だから秋までに整地して、秋ににんにくを植えますってはっきり言つてもらえば済むことですね。いつやるかわからないって言うので。それから高澤委員さんの話ですが、理由については、農地のない人は新規就農、農地のある人は規模拡大、これしかないです。だから農地が欲しいっていう人は、規模拡大か新規就農のどちらか一つしかないので、あまり気にしないでいいです。
11番	作付けしていただくっていう意思をしっかり確認していただいて、その上での許可ということではないでしょうか。
1番	りますよねとお聞きすると、りますとおっしゃいます。
15番	作付けしますと言われれば仕方ないですよね。



議長	現状は許可を出せば農業委員会としては何もできないですね。
11番	指導しかできません。
議長	そこに問題がありますよね。元に戻せってわけにもいかないですし。
11番	あまりひどい時はできますか。
議長	できないと思います。許可の取消は、4条または5条だけでしたっけ？3条はなかったのでは。
事務局	転用と違って、3条は農地が農地として動く内容ですので。
11番	本当に農地を農地として使うと言わればどうしようもないですが。いつのまにか農地を農地として使わないで5条になっていたり。
1番	仮に、そこが息子さんの会社の資材置き場になっていました。なかなかそれが3ヶ月や半年経っても改善されない、その都度話をさせてもらつても改善されないようだったら、農業委員会としても何か言えるのですか。
議長	農業委員会としては是正するよう言って言うしかないです。それでなおかつ、やらなかつたら農地法違反で告発ということになるのでは。
11番	その間に地目変更して農地でなくなれば、農業委員会は何も言えないです。
1番	そうですよね。
12番	地目変更する際に農業委員会にかけなくてはいけないですね。4条や5条の場合は。だからそれはよく言っておくしかないですよね。
15番	現状に戻してもらうようになりますよって。
議長	秋には必ずにんにくを作付けしますって、念書を書いてもらうということでどうでしょう。念書を提出しなければ許可は出せませんということで。
11番	口約束じゃなくて、やっぱり一筆書いてもらった方がいいと思います。
議長	事務局どうでしょうか。念書を書いてもらうくらいいいでしょうか。それでは、ここは整地して、秋までに必ず作付けしますという念書を提出してもらう。念書が提出されたら許可書を出す。念書が提出されなかつたら許可書は出さない。という事にしてよろしいでしょうか。それでは採決に入



	<p>ります。この案件はそういうことで、他の案件は許可ということでよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは先月の保留になった〇〇さんの案件について、先ほど説明がありましたら、もう少し詳しくその後の経過をご説明ください。</p>
事務局	<p>先月の総会の後ご本人からの聞き取りという方向になりまして、12月20日水曜日、市役所におきまして、事務局長と私の方で〇〇さんからの聞き取りを実施しました。当日は申請者である△△さんが家族の体調不良で来庁できませんでしたので、□□さんが代理として来庁されてお話を聞きました。農地法3条の許可条件基準としまして、基本的には三つございまして、全部効率利用、また常時従事、そして地域との調和という3点が3条の基本許可の基本的な基準でございます。全部効率利用は、所有がされている農地をきちんと全て耕作をするかという部分と、常時従事については、耕作するものとして挙げられてるものがきちんと150日以上耕作にあてられるかと、あと地域との調和については周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じる恐れはないかと、そういった点で、その部分を中心に話を聞きしたということです。まず、全部効率利用。きちんと耕作をするかというところにつきましてですけれども、まず△△さんの名義で所有されている農地というのが、現在畠9筆と田14筆でございまして、田んぼについては、人に頼むなどして全て耕作しているということで、こちらも現地を見に行きました通り確認しております。畠の9筆あるうち8筆は瑞穂地籍にございまして、こちらについては今年から瑞穂の方と試験的に野沢菜を作っているということで、当初はそばを考えていたらしいですが、その瑞穂の方にちょっとこの辺は無理だなって言われたそうで、野沢菜にしているそうです。販売もしているようとして、その点については一緒に瑞穂の方には合わせているそうです。あともう1筆が太田地区の三郷から岡山地区の温井の方に抜けていく道端にあるんですけれども、こちらについては現在耕作されていない状況でございます。この辺りについては、会社の事業の用地として当初購入したもので、購入当时農林課の方から一帯が農業振興地域なので、農地以外の使用を避けて欲しいという話があり、計画を変更して、車庫は三郷の集落の近くに建設したということになります。この畠は〇〇さんの方で購入する前から耕作されておりませんで、畠の中には残土が積まれていた状態だったそうです。その畠の敷地の中は2筆にわかれていますが、道からの入口部分について、まだ他者の土地になってございまして、勝手に残土を運び出すことなど手を付けることができない。この土地も取得したい考えがあるんだけれども、当時の所有者の方が既に亡くなっていますし、相続されたお子さんが東京にいるため手続きが進んでいない状況だということでございます。今現在△△さんが所有している農地の耕作状況についてはこの通りでございます。次の常時従事。きちんと耕作するのかという部分</p>



	なんですけれども、今回取得する畠ではそばを作る予定と。××でそばを作っている甥御さんにやってもらう予定です。奥さんの実家が長野で蕎麦屋をやっているので、蕎麦を作れば使うと言ってくれているということです。正直なところ、自分たちだけで全てを耕作するのは無理ということは思っているので、今話に出た甥御さんや地域の方に手伝ってもらいながら、耕作をしていきたいと。自分たち農業自体は嫌いではないので、できる範囲で作業していく考え方であるという話でもございます。そして地域との調和ということで、この3条の基準とはちょっと違うかもしれませんけれども、こちらから話を出す前に○○さんの方から話を出されました。先だってから的小泉地区の部分の話に関わってきますけれども、お手元にお配りしたこちらの地図を見ていただきまして、真ん中が先月申請のあった申請地の畠がございまして、真ん中に道が走っており、道を挟んで反対側、赤い線で囲ったところが○○さんの資材置き場という形になっております。この資材置き場、上がり正方形の形の敷地があって、下に長方形の形の敷地ありますけれども、この間に1本農道が走ってるというところで農道の入口のところに鉄材の盗難があるということで、盗難防止のためにその入口のところに侵入防止の石を置いている。そんな理由で置いているわけです。この道を西の方に進んだ先に畠があるという小泉区の方から、その入口の幅、石の幅を広げてくれないかという要望があったと。農業機械については通れる幅を取っているつもりであって、また幅を広げると鉄材を盗みにくるトラックとかも入れるようになってしまって、今ちょっと広げられないということで断っているという話でございます。その人と小泉区長を通じて質問状を送ってきて、質問状にはきちんと回答して区長にも説明してわかつてもらったと。ただその方は納得せずに、毎年区長が変わる都度、苦情を言われてるというお話でした。でもその人以外の小泉区の方にはわかつてもらえると考えていると。あと資材置き場からの排水についてもプールですかね、設置しているということで、またこちらは機会があれば見ていただきたいという話がございました。あと今回の農地についてなんですけれども、つき合いがある☆☆さんという方からぜひ買ってくれと取得を頼まれたということです。先ほど話しをしましたけれども、照里2945。こちらの畠は、先ほどの3条にありました★★さんの農地です。こちらにつきましても同様に買って欲しいと言われていると。○○さんとすればどうしても畠が必要っていうわけではないけど、そういった近隣の付き合いや耕作されない農地が増える現状から引き受けたいと考えているというお話でございました。一応そのような形で先週12月20日に聞き取りをさせていただいた内容でございます。以上です。
議長	説明いただきましたが、何かご質問ありますか。
11番	そばを作る、しかも自分じゃできないので、お願いして作ってもらうっていうようなお話ですよね。★★さんの土地って一つで固まってるわけじゃ



	なくて、点々とした小さい農地があるんですが。
事務局	今回は2945番です。その隣にある土地です。今回の2943番と一緒に出したかったと。
11番	点々としている土地は考えてないですよね。
事務局	はい。今回の3条の方の申請については、あくまで親御さんからお子さんに貸借ってことなので、お持ちの農地を全てあげる形になってます。
11番	○○さんの会長が来たんですよね。
事務局	はい。□□さんがおいでになり、この4階で話を聞きしました。
11番	苦情を言ってくる人だけあって、この人は認知していないみたいなお話だったけどそうじやなくて、村の協議会でやってることなので、その人1人が困っているとかいうことじゃないです。ここを荒らしてしておくのは勿体ないからやることにしたみたいなお話だったけれども、他に耕作する人がいるんだったらご自身は手を挙げないですねっていう部分もありますよね。
事務局	ちょっとそこまで聞き取りの中で○○さんの話にはなかったですけれども、売りたい側のお考えがあるかと思うんでなかなかわからないです。
12番	南側の2945も売りたいっていうようなお話になっているんですよね。
事務局	はい。買ってほしいというようなお話です。
12番	今回は一緒に申請できなかつたけど、2945の方は所有者がちがうんですよね。そしたら多分また2944の人も売りたくなって買ってくれみたいな形になる可能性もあるってことですよね。ただ今のお話のあくまでも農業をやるという、そういう状況の中ですが。
事務局	2944については、今回の聞き取りの段階での話ではまだこの所有者の方が自分で耕作されていて、まだ売買の話にはなっていないようです。
議長	小泉区には承知してもらっていて、1人だけが色々言ってるという本人の言い方なんだけれどね。
11番	今度何か問題が起きるとすれば小泉区はどっちかっていうと反対側なんですね。畑として使うならいいんですけど、さっきの話じゃないけど、あつ



	という間に重機があって、あっという間に石積みされてみたいな工事をされると、周りの人もびっくりしちゃうんですけど、機械を持ってるからそういうことをすると3日の間にできちゃうんですよね。そういうことなので、ちょっと私の一存ではどうも言えないんですが、小泉区と揉めてるっていうのは、まだ継続なんですよ。本人は、もう決着ついてるみたいな言い方でしたけど。それこそ最初にうちに説明しに来たときには、駐車場にしたいんだっていう説明をされてるので、今作ると言われてもそうですかってちょっと言いにくいかなって思うんですけど。××さんがそばを作ったけど、南村にもちょっと××さんが今年もそばを作ったけど、結局品物にならなかつたんですよね。収穫までいかないぐらいのそばしかできなくて、南村で形状変更したところあったんですけど、そこも××さんに頼んでそばを撒いてもらつたんですけど、結局そばは出てきたんですけど、とても悪いそばで、収穫までできませんでした。今年作った××さんのそばは、ほとんど収穫できないまま終わってしまいました。その人に頼んだわけですよ、そばを作るって。
15番	××さんのそば畑は、うちの方がいっぱいあって、今年の撒く時期は7月だったんだけど、ちょっと干ばつで撒くに撒けなかつたんです。強風があって土埃が上がって蓋をしてしまったと。収量は五分の一程度。全般的に蕎麦の関係は、畑においての栽培。田んぼの場合は若干違つたと思うけど。だから××さんが撒いたそばが悪いというわけじゃなくて、気象条件がそういうことだから。
11番	今年のそばはみんなそんな感じなんですか。
15番	どこもそんな感じかな。個人が作っているところが悪いとかそういうことではないので。その辺はやっぱり考えていかないと。
11番	ちょっと難しいんですけど、とりあえず小泉区にお話された方がいいんじやないかと思うんです。小泉区がダメだって言ってるからダメとは言えないです。それこそ小泉区でどういうふうに解釈されるかっていうことが多分大事なんじやないかなって思います。
議長	小泉区に聞くっていうことは、農業委員会としては特別やらなくちゃいけない仕事ではないですね。だからさっきのその3条件の中で、これをやられることによって近所の皆さんが農業をできなくなる、というような状況が出てくるということになればそれは駄目ですよと言えますけどね。
11番	でも今回の案件は前例があるけど、今回に限ってはそれがまだないわけじゃないですか。



議長	さっきと同じですね。いやそんなことはやりませんって言っているわけです。また念書を書いてもらいますか。
11番	それこそ栽培計画を立ててもらってですね。必ず耕作しますからっていうようなことを書いてもらえばいいですね。
議長	栽培計画は、そばを作るって決まっているんだよね。
事務局	そうです。
議長	色々話を聞くと、やはりこれは却下できるという正当な理由を見つけるのはなかなか大変だと思います。どうでしょうか。
11番	息子さんの名前で出ている農地ですよね。それ以前に、会長の名前で出ている農地っていうのは、どんな状況にあるか見て私が想像するにあたって、いろんな小さい農地からみんな買ってるけど、結局どれ一つとして、農地として有効に使われてるところは田んぼぐらいだと思うんですが、農業委員会としていかがですか。
議長	会長と息子は別人ですから。
11番	会長が説明をしに来たんですよね。社長はやめてくれと言ってるけど会長が従業員に手続きや色々と頼んで、除草剤も従業員が撒きに行っています。だから社長の考え方と会長の考え方方が違っていて会長の名前ではもうやらないので、社長の名前で出てくると思います。
議長	社長が許可出さないでくださいって言えばいいですけどね。この案件についても、周辺の耕作に悪影響が出ないようにやりますという念書を書いてもらって、提出されたら許可ということでどうでしょうか。自分でやらなければダメだって言えないこともありませんが。
11番	社長は150日農業に従事してないですよね。今回名義の社長は農業していないですよね。
15番	そこまでいくと××さんも◇◇さんもそういう問題がでてきますよね。
11番	××さんは適格法人としてやっています。○○さんは個人でやっているわけです。
15番	逆に、今度○○さんが適格法人を作りますと言えば、従業員をちゃんと管理するようにとか、そういうふうに指導すれば。これは駄目ですではなく



	て、そういう方向に行けば。
11番	でも××さんにお願いしていますよ。
15番	××さんにお願いするかしないかわからないけど、××さんに行っている甥っ子がいるので甥にやらせると。
議長	××さんに頼むのではなく、××に行っている甥っ子にやらせると言っているんだね。
11番	どちらにしても150日というところ。それから申請してきた本人の名前。家族の体調不良のため、ここに来られませんって言った社長。今話を聞いていないので。
議長	現実的に150日持ち出すと、たいていの申請者はみんな駄目だよね。沼田委員さんのところみたいにキノコをやる人はいいけど、1日8時間で計算して150日とはえらいものですよ。
11番	時間は関係ないですよ。
議長	そんなことないのでは。
11番	結局どこを見たいかというと、ちゃんと耕作をしてくれる人かどうかっていう話なんですよ。
議長	だからちゃんと耕作して、近所の人達に迷惑をかけないように、きっちりやってもらえればそれでいいです。他に何もありません。
11番	今まで耕作していない面積がまだいっぱいあるのに、そこに新しく農地を買って耕作するって言っているわけです。今まで買った農地で耕作されていないところいっぱいあるでしょ。そこが問題なんです。
議長	いっぱいはないと思いますが。
12番	結局、この資材置き場とかは、やっぱり迷惑なわけですか。
11番	機械が入って行かれないです。
12番	農地ではないんでしょ？
11番	これは農地ではないけど、この間の農道の部分がね。盗まれるといけない



	からと石を置いてあって、その奥の人が入って行かれないと。それをわかっていて立てているから。
12番	そのことを問題にするしかないですよね。トラクターで十分通れる道にしてもらいたいっていうのが、村の人たちの考えですよね。それが何となくそうじゃなくて、この資材置き場は迷惑なわけですね。両方にまたがってるんだから、またこっちの反対側の方もそうなる可能性はあると思うんですけどね。
11番	可能性はあるけれど、現在困っている人がいるわけです。
議長	トラクターは入って行かれると言っていますよ。
11番	トラクターは入れません。コンバインも入れません。
議長	本当に入れないんですか？見ましたか？元の道の幅がどのくらいあったかだね。
11番	昔の道は、畠を出してみんな広くしているじゃないですか。それを法律上の道とするから、入口が狭いわけですよ。昔、一輪車が通るだけの道を、今は軽トラが1台だけ通る道にしてあるんです。そうするとその部分しかないので、大きな機械トラクターとか刈り取り機なんてなおさら入れないです。
議長	このタイヤの跡を見ると、そんなに狭い感じはしないけどね。
11番	駐車場にしたいという話を一番最初に聞いたのが一番大きいポイントなんですね、私の中では。だから、結局農業やる気ないんだって思っているので、会長の○○さんが来たときにそう言っていたから。甚だ農業をやる気はないけど、一応買ってくれっていうところはみんな頑張っているみたいな感じでした。
16番	小泉区と話がついていると話しているっていう話がなんか食い違っているから、沼田委員さんの立場で言えばその苦労も苦情もわかっているので、もういいとも言えないけど、小泉区長と○○さんで話してここの畠はちゃんとやるっていうことを念書に書いてもらってもらうというお話しして、直接そこでやらないと、ここでは解決しないですし。直接話もしているわけでもないので。
議長	農業委員会としては、区と個人の揉め事に首を突っ込むことはないんですよ。許可基準にてらしていいか悪いかだけ考えればいいと。



3番	そもそも農道に石を置くというのはいいんですか？
11番	農道ではないです。自分の土地のぎりぎりの所に置いています。
議長	昔の道なので、リアカーが通れるくらいの道だったのかな。1.8メートルだから。
11番	石をどかしてくれないと機械が入れないです。△△さんが、草刈りはできるけどコンバインが入れなくて刈り取りができないと言っていました。石をどかしてもらわないと入れないって話をしていました。あとやっぱり水の問題ですね。春先に雪解けの水とかが、どんどこどんどこその下の畑の方に流れてきちゃうので、その水が困るというようなお話が多いです。
議長	これは小泉区の人が作っているんですか。
11番	資材置き場の方の下です。見に行ってもらえばわかります。でもちゃんと耕作してくれるならいいんですけど、すぐに耕作していない事例を今までずっと見てきたので、許可が出たとなるとまた揉めると思います。揉めても揉めなくても小泉区でやってもらえばいいんですけど。畑の持ち主にすれば、売って楽々したいっていう、その気持ちはあると思います。
議長	どこかはわからないけど、売買が成立して仮登記されていますよね。局長どうしますか。
事務局	沼田委員さんがおっしゃる通り今の資材置き場のところは、いわゆる経過もあって、それぞれを心配する部分が問題解決されてないんじゃないかなっていうのは当然わかります。ただ、ちょっとこここの案件について、その今この問題を解決できていないので許可はできませんっていうことに結び付けられないですよね。そこはちょっと困っているというか、確かにそこはそれで解決してもらいたいんですけど、それをもとにできませんっていうのは言えないっていうところが現実的なところです。
11番	息子さん名義で買った土地、借りている土地、しっかり耕作をしていないんじゃないかなっていう話は？
事務局	一筆だけ持っていて、耕作していないのは吹上、三郷の先のところで1ヶ所あります。その入って行く土地が他人の土地で、そこを買うなり何かしないと耕作ができないということです。それ以外は耕作している状況で息子さん名義です。
11番	だからこれも息子さんは本当にやってくれるかどうかっていうのは本人に



	確認できないんですよ。代理でお話に来たんですよね。本人に来てもらつたらいいかがでしようか。息子さんがやるっていうんだったら、息子さんに来ていただいたらいいかがですか。
事務局	ただ申請者は息子さんですけど、耕作をするその人員としては息子さん1人ではないです。□□さんと△△さんの奥さんと△△さんの弟さんです。××さんにいるのは甥っ子さんです。
議長	それではだいぶ議論してもらいましたが、結論を出しましょう。決定的に否決する理由がないという事になりますので、これは許可という事にしたいと思います。
11番	念書はどうするんですか。
議長	念書はどうしましょうか。農業委員会としてその事も十分考慮したということで、あれば念書を書いてもらいましょうか。他の皆さんのが耕作に迷惑にならないように耕作してくださいっていう念書をもらってということでおろしいですか。賛成の方は挙手をお願いします。
議長	念書を提出されたら許可ということで、なかつたら不許可ということで決定しました。
議長	次に議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明お願いします。
事務局	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 540番～566番 貸借 (経営基盤法) 受付番号 567番～618番 議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>推進委員の皆さんご意見ありますか。</p> <p>ないようすで採決いたします。議案第2号「農地利用集積計画の決定について」原案通り決定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p>



議長

次に報告事項に入ります。
報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について」
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」
報告第3号「農用地利用配分計画案について」
は、報告事項ですのでお読みいただいて、何かご質問があればお願ひします。

よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。

令和5年12月25日（月）



飯山市農業委員会議事録

以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議長 松永 晋一

19番 清水 敏明

1番 飛澤 正志